

議案第1号

立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和4年1月27日

提出者 立川市教育委員会
教育長 小町 邦彦

理 由

三市共同システムへの移行に伴い、システムから出力される様式の名称、レイアウト等を改正することとしたほか、必要な文言整理を行うため。

立川市教育委員会就学援助規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会就学援助規則（平成20年立川市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(対象者)</p> <p>第2条 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）が就学援助を行う者は、市内に住所を有する者（委員会が認めたときは、この限りでない。）で、国公立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校前期課程に在籍する児童及び生徒又は次年度に国公立の小学校若しくは義務教育学校に就学を予定しているもの（以下この条において「児童及び生徒」という。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア及びイ ……略……</p> <p>ウ <u>生活保護法第8条に規定する基準に基づき、当該年度の前年（1月から3月までの受給申請においては前々年）における保護者が属する世帯の年間総所得額を12で除した額から住宅扶助基準額及び給食費基準額を控除したものを、生活扶助基準額及び教育扶助基準額を加えたもので除した値が100分の100以下となるもの</u></p> <p>エ 当該年度において主たる生計維持者の失職、死亡、離婚等による家計の急変により就学させることが困難なもの又は当該年度において就学援助費の受給について否認定の通知を受けた後出生等</p>	<p>(対象者)</p> <p>第2条 立川市教育委員会（以下「委員会」という。）が就学援助を行う者は、市内に住所を有する者（委員会が認めたときは、この限りでない。）で、国公立の小学校、中学校、義務教育学校若しくは中等教育学校前期課程に在籍する児童及び生徒又は次年度に国公立の小学校若しくは義務教育学校に就学を予定しているもの（以下この条において「児童及び生徒」という。）の保護者（法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア及びイ ……略……</p> <p>ウ 生活保護法第8条に規定する基準に基づき、当該年度の<u>前年度</u>における保護者が属する世帯の年間総所得額（以下「年間総所得額」という。）を12で除した額から住宅扶助基準額及び給食費基準額を控除したものを、生活扶助基準額及び教育扶助基準額を加えたもので除した値が100分の100以下となるもの</p> <p>エ 当該年度において主たる生計維持者の失職、死亡、離婚等による家計の急変により就学させることが困難なもの又は当該年度において就学援助費の受給について否認定の通知を受けた後出生等</p>

により世帯の構成人員数に変更があったもの。この場合においては、年間総所得相当額により判定する。

オ ……略……

(申請)

第3条 就学援助（次項の規定による入学準備金の支給を除く。）を受けようとする者（以下「就学援助申請者」という。）は、年度ごとに就学援助費支給申請書（委任状兼振込依頼書）（第1号様式。以下「就学援助申請書」という。）に、前条に規定する対象者（以下「対象者」という。）であることを証する書類を添えて直接又は校長を経由して委員会に提出しなければならない。ただし、就学援助申請者が前条第1号に該当するときは、その者に係る福祉事務所長の生活保護開始の報告をもって、申請があったものとみなす。

2 次年度に国公立の小学校又は義務教育学校に就学を予定している者（以下「未就学児」という。）の保護者（要保護者を除く。）であって、就学援助制度による入学準備金の支給を受けようとする者（以下「入学準備金申請者」という。）は、就学援助費入学準備金支給申請書（委任状兼振込依頼書）（第1号様式の2。以下「入学準備金申請書」という。）に、対象者であることを証する書類を添えて直接又は就学を予定している学校の校長を経由して委員会に提出しなければならない。

(認定)

第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査のうえ可否を決定し、就学援助費審査結果通知書（第2号様式）により、就学援助申請者に通知する。

2 委員会は、前条第2項の規定による申請があったときは、審査のうえ可否を決定し、就学援助費入学準備金審査結果通知書（第3号様式）により、入学準備金申請者に通知する。

により世帯の構成人員数に変更があったもの。この場合においては、年間総所得額により判定する。

オ ……略……

(申請)

第3条 就学援助（次項の規定による入学準備金の支給を除く。）を受けようとする者（以下「就学援助申請者」という。）は、年度ごとに就学援助受給申請書（委任状兼振込依頼書）（第1号様式。以下「就学援助申請書」という。）に、前条に規定する対象者（以下「対象者」という。）であることを証する書類を添えて直接又は校長を経由して委員会に提出しなければならない。ただし、就学援助申請者が前条第1号に該当するときは、その者に係る福祉事務所長の生活保護開始の報告をもって、申請があったものとみなす。

2 次年度に国公立の小学校又は義務教育学校に就学を予定している者（以下「未就学児」という。）の保護者（要保護者を除く。）であって、就学援助制度による入学準備金の支給を受けようとする者（以下「入学準備金申請者」という。）は、就学援助費入学準備金受給申請書（委任状兼振込依頼書）（第1号様式の2。以下「入学準備金申請書」という。）に、対象者であることを証する書類を添えて直接又は就学を予定している学校の校長を経由して委員会に提出しなければならない。

(認定)

第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、審査のうえ可否を決定し、就学援助認定通知（第2号様式）又は就学援助否認認定通知（第3号様式）により、就学援助申請者に通知する。

2 委員会は、前条第2項の規定による申請があったときは、審査のうえ可否を決定し、就学援助費入学準備金支給認定通知（第3号様式の2）又は就学援助費入学準備金支給否認認定通知（第3号様式の3）に

3 ……略……

4 委員会は、就学援助申請書又は入学準備金申請書の不備等により可否の決定をすることが困難であるときは、その理由を就学援助費支給申請却下通知書（第4号様式）又は就学援助費入学準備金支給申請却下通知書（第4号様式の2）により通知し、当該申請書を就学援助申請者又は入学準備金申請者に返戻することができる。

（変更）

第8条 ……略……

2 校長は、前項の規定による届出を受けたときは、就学援助費受給児童・生徒に係る変動通知書（第6号様式）により、委員会に報告しなければならない。

（取消し）

第9条 ……略……

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、就学援助費支給取消通知書（第7号様式）又は就学援助費入学準備金支給取消通知書（第7号様式の2）により、受給者及び校長に対してその旨を通知するものとする。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

より、入学準備金申請者に通知する。

3 ……略……

4 委員会は、就学援助申請書又は入学準備金申請書の不備等により可否の決定をすることが困難であるときは、就学援助受給申請却下通知（第4号様式）又は就学援助費入学準備金受給申請却下通知（第4号様式の2）により、これを就学援助申請者又は入学準備金申請者に返戻することができる。

（変更）

第8条 ……略……

2 校長は、前項の規定による届出を受けたときは、就学援助受給児童・生徒に係る変動通知（第6号様式）により、委員会に報告しなければならない。

（取消し）

第9条 ……略……

2 委員会は、前項の規定により認定を取り消すときは、就学援助認定取消通知（第7号様式）又は就学援助費入学準備金支給認定取消通知（第7号様式の2）により、受給者及び校長に対してその旨を通知するものとする。

就学援助費支給申請書 (委任状兼振込依頼書) ※兄弟姉妹がいる場合は、一世帯につき一枚を提出してください。

住所	(〒 -)			TEL 自宅		振込先金融機関
				TEL 携帯		
保護者氏名	(フリガナ)	続柄	生年月日	職業・学校・学年	前年総所得(記入不要)	銀行 信用金庫 農協
国立小・児童・生徒氏名	(フリガナ)			小 学校 年		支店名
	(フリガナ)			小 学校 年		支店
	(フリガナ)			小 学校 年		預金種別 支店番号
	(フリガナ)			小 学校 年		普通・当座
	(フリガナ)			小 学校 年		口座番号
その他の家族氏名	(フリガナ)					※右詰で記入してください。
	(フリガナ)					口座番号
	(フリガナ)					口座名義
	(フリガナ)					※カタカナで記入してください。
	(フリガナ)					

※学校に届け出ている口座(教材費等)をお勧めします。振込用口座を記入してください。

教育委員会使用欄	
世帯番号	
適用月	
受付	入力
審査	住 所 世帯員 <input type="checkbox"/>
児 氏 名 有効期限 <input type="checkbox"/>	税 全世帯員 <input type="checkbox"/>
備考	

住宅の形態 ※○をつける。	1. 持家 2. 賃貸→次の申請理由がCの方は、賃貸契約書の写しを添付してください。 添付がない場合は、持家の人と同じ条件で、家賃額の控除の適用をせずに判定処理を行います。
申請理由	A. 生活保護を受けている。 B. 児童扶養手当を受けている。 C. 左記2つに該当しないが、援助を必要とする。

立川市教育委員会 殿 私は就学援助費を受給したいので、次の内容について同意の上、必要書類を添えて申請します。

- ・ 就学援助費の請求及び受領に関する事務手続きについて、就学先の校長又は教育委員会の主管課長に一切の権限を委任すること。
- ・ 就学援助費が記載の口座に振込まれること。
- ・ 学校が私から徴収すべきものがあるときは、就学援助費からこれを差し引き、校長を経由して差額分を支給すること。
- ・ 立川市教育委員会の支給認定事務に要する、私の世帯における課税状況・公簿等の調査を行うこと。
- ・ 転出入があった場合は、転出入先の教育委員会と就学援助に係る情報共有を行うこと。

年 月 日 保護者氏名 印

※自署の場合は、押印を省略することができます。

就学援助受付控

保護者氏名

様

必要書類添付欄

裏面全面をお使いください。

校長所見（通常は不要、必要な場合のみ使用する。）

年 月 日

学校名

校長

印

【問合せ先】
立川市教育委員会
電話

就学援助費入学準備金支給申請書（委任状兼振込依頼書）

住所 (〒 -)						教育委員会 使用欄			
						世帯番号			
電話		自宅		携帯		所有者()			
氏名 (保護者の方)			続柄	生年月日	職業	前年総所得(記入不要)			
(フリガナ)				・		円			
氏名 (新第1学年)			続柄	生年月日	入学予定校(国公立に限る)	学年	適用月		
(フリガナ)				・	学校	新1年生	受付		
(フリガナ)				・	学校	新1年生	審査		
確認事項			<input type="checkbox"/> 国公立の小・中学校(通常学級)へ入学予定です。私立学校には入学しません。					住	
<small>私立学校に入学する可能性があるため今回申請をしなかった方で結果として国公立の小・中学校に入学したときは、入学後に就学援助制度を申請し、支給要件を満たした場合に「新入学学用品費」として同額の支給を受けることができます。 入学準備金の支給後に、私立学校等へ入学したことが判明した場合は、全額を返還していただきます。</small>								児	税
氏名 (その他の家族)			続柄	生年月日	職業	前年総所得(記入不要)			
(フリガナ)				・		円			
(フリガナ)				・		円			
(フリガナ)				・		円			
(フリガナ)				・		円			
申請理由 (○をつける)			1. 生活保護は受けていないが、児童扶養手当を受けている。 2. 生活保護及び児童扶養手当は受けていないが、援助を必要とする。					異動日	
住宅の形態 (○をつける)			持家 / 賃貸 <small>賃貸にお住まいで、上記申請理由が「2」の方は賃貸契約書の写しを添付してください。添付がない場合は、持家の人と同じ条件で家賃額の控除の適用をせずに判定処理をします。</small>					通知	照会
立川市教育委員会 殿 就学援助費入学準備金を受給したいので、次の内容について同意の上、必要書類を添えて申請します。								備考	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立小・中学校へ入学することになった場合は、支給を受けた入学準備金を返還すること。 ・ 立川市教育委員会の支給認定事務に要する、私の世帯における課税状況・公簿等の調査を行うこと。 ・ 転出入があった場合は、転出入先の教育委員会と就学援助に係る情報共有を行うこと。 ・ 就学援助費入学準備金が下記の口座に振り込まれること。 									
年 月 日 保護者氏名						印			
※自署の場合は、押印を省略することができます。									
振込先金融機関			支店名		支店番号				
銀行 信用金庫 農協			本店 支店						
預金種別		口座番号			口座名義カタカナ				
普通 当座									

保護者氏名 様

必要書類添付欄

裏面全面をお使いください。

【問合せ先】
立川市教育委員会
電話

第 号
年 月 日

様

立川市教育委員会 印

就学援助費審査結果通知書

先に申請のありました就学援助費の支給について、申請書及び添付書類等を審査の結果、認定しましたので通知します。

認定区分	整理番号	
学校名	対象児童・生徒氏名	認定年月日

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で立川市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【問合せ先】

立川市教育委員会
電話

年 月 日

様

立川市教育委員会 印

年度 就学援助費審査結果通知書

先に申請のありました就学援助費の支給について、申請書及び添付書類等を審査の結果、次の理由により認定できませんでしたので通知します。

認定区分		整理番号	
学校名	対象児童・生徒氏名		否認定年月日
否認定理由			

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で立川市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【問合せ先】

立川市教育委員会
電話

第 年 月 日

様

立川市教育委員会 印

就学援助費入学準備金審査結果通知書

先に申請のありました就学援助費の支給について、申請書及び添付書類等を審査の結果、認定しましたので通知します。

認定区分	整理番号	
学校名	対象児童・生徒氏名	認定年月日

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で立川市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【問合せ先】

立川市教育委員会
電話

第 号
年 月 日

様

立川市教育委員会 印

就学援助費入学準備金審査結果通知書

先に申請のありました就学援助費の支給について、申請書及び添付書類等を審査の結果、次の理由により認定できませんでしたので通知します。

認定区分	整理番号	
学校名	対象児童・生徒氏名	否認年月日

否認理由

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で立川市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【問合せ先】

立川市教育委員会
電話

第4号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

立川市教育委員会 印

就学援助費支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった就学援助費の支給について、次の理由により可否の判定が困難であるため、申請を却下します。

1 却下理由

2 不足書類等

問合せ先：立川市教育委員会
電話

第4号様式の2（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

立川市教育委員会



就学援助費入学準備金支給申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった就学援助費入学準備金の支給について、
次の理由により可否の判定が困難であるため、申請を却下します。

1 却下理由

2 不足書類等

問合せ先：立川市教育委員会
電話

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立

学校

校長

印

就学援助受給児童・生徒に係る変動通知書

このことについて、次のとおり報告します。

認定取消・変更	整理番号	学年	組	申請者（保護者）	児童・生徒氏名	取消・変更年月日	取消・変更の事由	
						年 月 日	辞退・氏変更 転出（ ）	
						年 月 日	辞退・氏変更 転出（ ）	
						年 月 日	辞退・氏変更 転出（ ）	
異動	整理番号	学年	組	申請者（保護者）	児童・生徒氏名	異動年月日	異動事項	
						年 月 日	要→準・準→要	
						年 月 日	要→準・準→要	
						年 月 日	要→準・準→要	
※市内転校による異動	整理番号	学年	組	申請者（保護者）	児童・生徒氏名	異動年月日	転学先学校名	
						年 月 日	立川市立 学校	
						年 月 日	立川市立 学校	
						年 月 日	立川市立 学校	
						年 月 日	立川市立 学校	
支弁状況	児童・生徒氏名	認定 (年月日、 準・要)	新入学用品 学用品費等	校外活動費 (遠足等)	給食費	修学旅行費	その他 ()	

(注) ※欄は2部作成し教育委員会と転出先校へ送付する。

教育委員会使用欄

電算処理日	記録簿処理	学校別記録簿処理

第 号
年 月 日

様

立川市教育委員会 印

就学援助費支給取消通知書

就学援助費の認定について、次のとおり取り消しをすることに決定したので通知します。

認定区分	整理番号	
学校名	対象児童・生徒氏名	取消年月日

取消理由

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面で立川市教育委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、立川市を被告として（訴訟において立川市を代表する者は立川市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

【問合せ先】

立川市教育委員会
電話

第7号様式い(第9条関係)

第 号
年 月 日

殿

立川市教育委員会 印

就学援助費支給取消通知書

就学援助の認定について、次のとおり取り消したので通知します。

1

児童生徒氏名	学校名	学年

2 取消年月日 年 月 日

3 取消理由

4 就学援助の受給資格 年 月 日分まで

問合せ先：立川市教育委員会
電話

